

令和7年3月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第8165号 共通義務確認請求事件

口頭弁論終結日 令和7年1月15日

判 決

6 大阪市中央区南新町一丁目2番4号椿本ビル5階502号室

原 告 特定非営利活動法人消費者支援機構関西

同 代 表 者 理 事 西 島 秀 向

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 五 條 操

同 本 間 亜 紀

10 同 浅 野 永 希

同 西 塚 直 之

同 加 藤 昌 利

同 大 西 洋 至

大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA13階

15 被 告 株 式 会 社 ラ ド ル チ エ

同 代 表 者 代 表 取 締 役 徳 富 正 樹

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 野 間 啓

同 廣 瀬 健 一 郎

主 文

20 1 被告が、別紙対象消費者目録（認容分）記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。

(1) 被告と別紙対象消費者目録（認容分）記載の対象消費者との間で締結された別紙契約目録（認容分）記載の契約に基づき支払われた役務提供対価相当額の不当利得返還義務

25 (2) 前記(1)の不当利得返還義務に係る金員に対する請求日の翌日から支

払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金支払義務

- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 5 第1 請求

被告が、別紙対象消費者目録記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。

- 1 被告と別紙対象消費者目録記載の対象消費者との間で締結された別紙契約目録記載の契約に基づき支払われた役務提供対価相当額の不当利得返還義務
- 2 前記1の不当利得返還義務に係る金員に対する請求日の翌日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金支払義務

### 10 第2 事案の概要

別紙対象消費者目録記載の対象消費者（以下「本件対象消費者」という。）は、被告との間で、エステティックサービス契約（以下「本件エステ契約」という。）を締結した。

本件は、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（令和4年法律第59号による改正前は「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」。以下「法」という。）2条10号にいう特定適格消費者団体である原告が、本件対象消費者による本件エステ契約の解除（クーリング・オフ）又は本件エステ契約の申込みの意思表示の取消しを理由として、被告が本件対象消費者に対して法3条1項2号の不当利得返還義務を負うべきことの確認を求めて、法2条4号所定の訴えを提起した事案である。

- 25 1 前提事実（以下の事実は、当事者に争いがなく、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 当事者

原告は、内閣総理大臣から、法65条（令和4年6月1日号外法律第59号による改正前のもの）に基づき、特定認定を受けた特定適格消費者団体である。

被告は、エステティックサロンの経営等を業とする事業者である。

(2) 本件エステ契約の締結（甲2、3、11、弁論の全趣旨）

本件対象消費者は、被告との間で、光脱毛の施術を受けることを内容とする本件エステ契約を締結し、本件エステ契約に基づき、被告に対して代金を支払った。本件エステ契約は、消費者契約（法2条3号）であり、特定継続的役務提供契約（特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）41条1項1号）である。

本件対象消費者は、本件エステ契約を締結すると、①施術の箇所、回数、期間が定められ、1か所当たり1回の施術を単価として代金が定められた有償の脱毛コース（以下「本件有償コース」という。）と、②本件有償コースの終了後のアフターサービス（以下「本件アフターサービス」という。本件エステ契約が本件有償コースによってのみ構成されるか、本件有償コース及び本件アフターサービスによって構成されるかについては、争いがある。）を受けることができた。なお、本件エステ契約の光脱毛の施術は、医療行為を内容とするものではなく、医療機関が医療行為として行う医療脱毛に比して一施術当たりの効果が薄弱であるとされている。

(3) 本件アフターサービスの内容の変更（争いなし、甲3、9）

本件アフターサービスは当初、被告の従業員が、本件対象消費者に対し、本件有償コース同様、光脱毛の施術を行うことを内容としていた。

被告は、令和3年10月15日、本件アフターサービスの内容を、被告の店舗において光脱毛の機器を貸与し、利用者自らが施術を行うという内容に変更し、本件対象消費者に対しその旨通知した。

(4) 本件対象消費者による解除、取消しの意思表示（当裁判所に顕著）

本件対象消費者は、被告に対し、令和5年8月29日、特商法48条1項に基づき本件エステ契約を解除（クーリング・オフ）するとの意思表示をし、同年9月27日、特商法49条の2第1項に基づき本件エステ契約の申込みの意思表示を取り消すとの意思表示をした。

2 争点

本件の主な争点は、被告が受けた利益に法律上の原因があるかであり、具体的には、以下のとおりである。

(1) 本件対象消費者は本件エステ契約を解除（クーリング・オフ）することができるか（争点(1)）

(2) 本件対象消費者は本件エステ契約の申込みの意思表示を取り消すことができるか（争点(2)）

3 争点に対する当事者の主張

(1) 本件対象消費者は本件エステ契約を解除（クーリング・オフ）することができるか（争点(1)）

（原告の主張）

本件エステ契約は、本件有償コース及び本件アフターサービスによって構成される。被告が特商法42条2項に基づき本件対象消費者に対して交付したとする書面には、本件アフターサービスの形態や回数の変更可能性、中途解約時における本件アフターサービスに対する精算金が生じるような精算方法、本件アフターサービスに対する精算が不要である合理的な理由についての記載がない。

そのため、当該書面の記載には不備があり、本件対象消費者が同項に基づく書面を受領した日から起算して8日を経過したとはいえないから、本件対象消費者は、特商法48条1項に基づき、本件エステ契約を解除（クーリング・オフ）することができる。

したがって、被告が本件対象消費者から受領した本件エステ契約の代金という利益には、法律上の原因がない。

(被告の主張)

否認ないし争う。本件アフターサービスは、契約終了後のサービスであつて、特定継続的役務提供契約である本件エステ契約を構成しない。

(2) 本件対象消費者は本件エステ契約の申込みの意思表示を取り消すことができるか (争点(2))

(原告の主張)

被告は、本件エステ契約の締結について勧誘をするに際し、本件アフターサービスが実施できず、またその内容が被告により変更される可能性があったにもかかわらず、本件対象消費者に対し、本件有償コースと同様の施術を期間・回数無制限で受けられる旨不実のことを告げ又は上記変更の可能性を故意に告げなかった。

本件対象消費者は、上記のような被告の行為により、本件有償コースと同様の施術を期間・回数無制限で受けられると誤認して本件エステ契約の申込みの意思表示をしたから、特商法49条の2第1項に基づき、これを取り消すことができる。

したがって、被告が本件対象消費者から受領した本件エステ契約の代金という利益には、法律上の原因がない。

(被告の主張)

否認ないし争う。

### 第3 当裁判所の判断

1 認定事実 (以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる。)

(1) 施術代金の設定 (前提事実(2)、甲2、7、9)

本件有償コースの代金は、施術の箇所、回数、期間によって異なるものの、

その多くは数十万円であった。本件エステ契約の契約書では、本件有償コースについては代金が記載される一方、本件アフターサービスの代金は無料と記載されていた。

(2) 本件アフターサービスの回数・期間（争いなし、甲2、3）

本件エステ契約の契約書では、本件対象消費者は、本件アフターサービスを回数無制限で受けることができるとされていた。また、本件アフターサービスの期間も、最終利用日から1年（妊娠等の事情がある場合は2年）を経過しない限り、無制限であった。

(3) 本件エステ契約締結時に交付された書面の内容（争いなし、甲2、7）

被告は、本件エステ契約の締結時、本件対象消費者に対し、契約書、契約書約款、事前内容説明書兼同意書の各書面を交付していた。これらの書面に本件アフターサービスの具体的な内容やその変更可能性についての記載はなかった。

(4) 本件アフターサービスの変更に対する反応（前提事実(3)、甲9、乙3）

被告が本件アフターサービスの内容を変更した後、全国の消費生活センターに対し、上記変更に関する相談が約50件寄せられた。また、被告に対しては、約180件の苦情相談が寄せられ、被告は、苦情相談を行った者との間で協議をしたものの、未だ50名との間で協議が調っていない。

2 共通義務確認の訴えにおける訴訟要件について

(1) 本件エステ契約に関して財産的被害が生じた消費者が、相当多数か

前記認定事実(4)のとおり、被告が本件アフターサービスの内容を変更した後、被告に対して多数の苦情相談が寄せられたほか、消費生活センターにも数十件の相談があった。加えて、被告が把握しているだけでも、本件口頭弁論終結時点で50名との間で上記変更をめぐる協議が調っていない。これらの事実を考慮すれば、本件対象消費者のうち、被告が本件アフターサービスを変更した時点において本件アフターサービスを受けることができた者は、

消費者による個別の訴訟によるよりも法の定める訴訟手続を活用した方が審理の効率化を図ることができる程度に多数存在すると認められる。

したがって、本件エステ契約に関して財産的被害が生じた消費者は、相当多数であると認められる。

5 (2) 被告が金銭を支払う義務が、本件対象消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づくものか

10 本件訴えに係る請求を基礎付ける事実関係は、被告が本件対象消費者との間で本件エステ契約を締結した後、本件アフターサービスの内容を前記前提事実(3)のとおり変更したことを内容とするものであるから、本件対象消費者の被告に対する請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通である。

15 また、本件訴えに係る請求は、本件対象消費者が特商法に基づく本件エステ契約の解除（クーリング・オフ）又は本件エステ契約の申込みの意思表示の取消しをしたことによる不当利得を主張するものであり、その法的根拠も本件対象消費者に共通する。

したがって、被告が金銭を支払う義務は、本件対象消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づくものと認められる。

(3) 本件の判決を前提とする簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるといえるか

20 本件の判決を前提とする簡易確定手続において、本件対象消費者が、本件エステ契約に基づき被告に対して支払った代金額、本件有償コース又は本件アフターサービスを利用した回数、本件アフターサービスの最終利用日などを審理すれば、個々の本件対象消費者が被告に対して有する対象債権の存否及び内容について判断できるといえる。

25 そうすると、上記簡易確定手続において、本件対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえないから、上記簡易確定手続において対象債権の存

否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとは認められない。

(4) まとめ

以上のとおり、本件の訴えは、共通義務確認の訴えに特有の訴訟要件をいずれも満たす。

3 被告の受けた利益に法律上の原因があるか

(1) 本件対象消費者は本件エステ契約を解除（クーリング・オフ）することができるか（争点(1)）

ア 本件エステ契約の構成要素

前記前提事実(3)及び前記認定事実(2)のとおり、本件アフターサービスは、本件対象消費者による本件エステ契約締結当時、期間及び回数無制限で、本件有償コースと同様に被告の従業員による施術を行うというものであった。本件対象消費者は、本件有償コースの施術期間が終了した後も、本件アフターサービスによって、本件有償コースの施術期間中と同一の施術を継続的に受け続けることができるから、本件アフターサービスは、それ自体社会通念上独立した経済的価値を有する役務であるといえる。

また、前記前提事実(2)のとおり、本件エステ契約により施術される光脱毛は、医療機関が医療行為として行う医療脱毛に比して一施術当たりの効果が薄弱であるから、脱毛の効果を得るには長期間継続して施術を受ける必要がある。そうすると、本件対象消費者は、被告従業員による施術を長期間継続して受けられることを前提に、本件エステ契約の締結を検討するといえる。加えて、脱毛施術を自分で行うか他者が行うかは、施術可能な身体の範囲にも影響する問題であって、本件対象消費者にとって重大な関心事である。このような事情からすると、本件対象消費者は、期間及び回数無制限で、被告の従業員による施術が受けられるという本件アフターサービスの経済的価値を考慮した上で、本件エステ契約を締結したと判断される。



被告は、本件アフターサービスは契約終了後のサービスであり、本件エステ契約を構成しないと主張し、前記認定事実(1)のとおり、本件エステ契約の契約書上、本件アフターサービスは無料とされている。しかし、本件有償コースの代金の多くは数十万円と高額であること、被告が本件アフターサービスを提供するに当たっては、本件有償コースと同様の経費が発生すると考えられることからすれば、本件エステ契約の代金は本件有償コースに対する対価のみならず、本件アフターサービスに対する対価をも含むと解されるから、本件アフターサービスは、本件有償コースと一体となって実質的に有償で継続的に提供される役務提供であるといえる。

したがって、本件エステ契約は、本件有償コース及び本件アフターサービスによって構成されていると認められる。

#### イ 特商法42条2項に基づく書面に記載すべき事項と記載の不備

被告は、特定継続的役務提供契約である本件エステ契約を締結したときは、役務提供の形態又は方法について本件エステ契約の内容を明らかにする書面を本件対象消費者に交付しなければならない（特商法42条2項1号、同施行規則93条1項2号（令和5年2月1日号外内閣府・経済産業省令第2号による改正前は33条1項2号））。前記アのとおり、本件エステ契約は、本件有償コース及び本件アフターサービスによって構成されているから、被告は、特商法42条2項に基づき本件対象消費者に交付する書面において、本件アフターサービスの提供の形態又は方法を明らかにする必要がある。

同項の趣旨は、特定継続的役務提供契約の締結に当たり、役務の提供を受けようとする者に、その内容や解除（クーリング・オフ）に関する事項等に関して十分な情報提供を行い、適正な情報に基づいた自由な意思決定を確保させる点にある。役務提供事業者がその役務提供の形態又は

方法を約束することができないときは、その旨を明らかにしなければ、対象消費者が必要な情報に基づいて契約を締結するか否かの意思決定ができないから、被告は、本件エステ契約において、本件アフターサービスの提供の形態又は方法を変更する可能性がある場合は、その旨を同項に基づき書面に記載しなければならない。

本件エステ契約は、本件対象消費者が一定の金額を支払えば、被告の従業員による脱毛施術を期間無制限で受け続けることができるという内容であり、本件アフターサービスの利用者が増加すれば、本件アフターサービスの提供が困難となり、ひいては本件アフターサービスの提供の形態又は方法を変更せざるを得なくなる可能性が当初からあったといえる。そうであるにもかかわらず、前記認定事実(3)のとおり、被告が本件エステ契約を締結したときに本件対象消費者へ交付した書面には、本件アフターサービスの形態又は方法が変更される可能性について記載がない。そうすると、本件対象消費者は、本件アフターサービスの形態又は方法の変更があり得ることを認識し得なかったというべきであり、適正な情報に基づいた自由な意思決定が確保されていたとはいえない。

したがって、被告が、本件エステ契約締結時に、特商法42条2項に基づき本件対象消費者に交付した書面には、その記載に不備があったと認められる。

#### ウ 解除（クーリング・オフ）の期間について

前記ア及びイのとおり、被告が、本件エステ契約を締結したときに交付した書面には、対象消費者にとって重要な事項について記載に不備があったといえるから、本件対象消費者が特商法42条2項の書面を受領したとはいえない。

したがって、本件エステ契約について、解除（クーリング・オフ）の期間の起算日が到来したとはいえない。

## エ 小括

前記認定事実(2)のとおり、本件アフターサービスは、特段の事情がない限り、最終利用日から1年が経過すると終了するから、これによって本件エステ契約も終了する。したがって、本件対象消費者のうち、被告が本件アフターサービスの内容を変更した令和3年10月15日の時点で本件アフターサービスが終了しておらず、本件エステ契約が続いていた者は、特商法48条1項に基づき、本件アフターサービスを解除（クーリング・オフ）することができる。

### (2) まとめ

被告が、本件対象消費者のうち令和3年10月15日の時点で本件エステ契約が続いていた者から受領した、本件エステ契約の代金という利益については、法律上の原因がなく、不当利得としてその全額を返還すべき義務を負う（特商法48条6項、7項）。

なお、原告は、本件エステ契約の申込みの意思表示の取消しに基づく主張も行うが、仮に同意意思表示を取り消すことができるとしても、それは本件対象消費者のうち上記時点で本件エステ契約が続いていた者に限られると解すべきであり、上記の結論を左右しないから、上記主張については判断しない。

## 第4 結論

原告の主張は、被告が、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、本件対象消費者のうち令和3年10月15日の時点で本件エステ契約が続いていた者との間で締結された本件エステ契約に基づき支払われた役務提供対価相当額の不当利得返還義務及び同義務に係る金員に対する請求日の翌日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金支払義務を負うことの確認を求める限度で理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき民訴法64条ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第9民事部

裁判長裁判官 達 野 ゆ き

5

裁判官 角 田 裕 紀

裁判官 黒 川 真 吾

(別紙)

対 象 消 費 者 目 録 (認 容 分)

平成28年10月1日から本件口頭弁論終結時までの間、被告との間で下記契約を締結し、当該契約に基づく金員の支払をした者のうち、令和3年10月15日時点において、下記契約が存続していた者

記

脱毛サービスを役務として提供する内容の「エステティックサービス契約」(アフターサービス付き)

以上

(別紙)

対 象 消 費 者 目 録

平成28年10月1日から本件口頭弁論終結時までの間、被告との間で下記契約を締結し、当該契約に基づく金員の支払をした者

5

記

脱毛サービスを役務として提供する内容の「エステティックサービス契約」(アフターサービス付き)

以上

(別紙)

契 約 目 録 (認 容 分)

平成28年10月1日から令和5年4月30日までの間に、別紙対象消費者目録  
(認容分)記載の消費者と被告との間で締結された、脱毛サービスを役務として提  
5 供する内容の「エステティックサービス契約」(アフターサービス付き)

以上

(別紙)

## 契 約 目 録

平成28年10月1日から令和5年4月30日までの間に、別紙対象消費者目録記載の消費者と被告との間で締結された、脱毛サービスを役務として提供する内容の「エステティックサービス契約」(アフターサービス付き)

以上